

業 務 委 託 契 約 書 (案)

- 1 委託業務の名称 令和8年度沖縄市介護人材等支援事業業務委託
- 2 契 約 金 額 金 ○○円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) 金○○円也
- 3 契 約 保 証 金 免 除
- 4 契 約 期 間 契約締結日の翌日から令和8年12月25日

上記の委託について、委託者 沖縄市長 花 城 大 輔 を甲とし、受託者 株式会社○
○ を乙とし、次の各条項により委託契約を締結する。

(委託の内容)

第1条 乙は甲の指示に従い、別紙業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づいて委託業務を行い、その成果として、仕様書に提示している成果品を作成するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第3条 乙は委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は必要があるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更)

第5条 甲は必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において委託料又は契約期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定める。

(履行遅滞の場合における損害金)

第6条 乙の責に帰する事由により、契約期間内に委託業務を完成することができない場合において、契約期限後に完成の見込みのあるときは、甲は委託業務を継続せしめ、完成後乙から損害金を徴収する。

- 2 前項の損害金は、契約金額につき、遅延日数に応じ、沖縄市契約規則第69条第1項の率を乗じて計算した額とする。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、第1条の成果品の作成が完了したときは、遅滞なく甲に対し業務完了報告とともに成果品一式を提出し、検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、成果品について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。

(検査前の紛失等)

第8条 成果品を指定場所に持ち込み、前条に規定する検査の前に、紛失又は棄損したときは、その損害は乙の負担とする。ただし、天災その他特別な理由があると認められるときは、甲、乙、協議してその負担者及び負担額を定める。

(委託料の支払い)

第9条 乙は第7条の規定による検査に合格したときは、甲に対し契約金額の支払いを請求するものとする。

2 甲は前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲は乙が次のいずれかに該当するときは、催告の手続きを要せずに契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なくして契約期日を経過しても第1条の成果品の作成に着手しないとき。
- (2) 乙の責に帰すべき理由により契約期限までに契約を履行せず、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) その他、契約条項に違反したとき。
- (4) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (5) 甲の都合により契約を解除する必要があるとき
- 2 前第5号の理由によって甲がこの契約を解除したときは、甲は当該解除した日までに進捗した乙の業務に相当する委託料を乙に支払うものとする。この場合において、委託料の額は甲、乙、協議して定めるものとする。

(損害賠償)

第11条 甲が、乙の責に帰すべき理由によって損害を受けたため、乙に賠償を求めたときは、乙は甲の指定する日までにこれを賠償するものとする。ただし、乙の損害賠償の内容については、甲、乙協議して定めるものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人にもらしてはならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

- 第13条 乙は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。
- 2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

(情報セキュリティポリシー)

第14条 乙は、沖縄市情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(特約事項)

第15条 委託業務の個人情報の取扱いについては、「個人情報の取扱いを定める特約」を別途定める。

(契約規則の適用)

第16条 この契約に定めのない事項については、沖縄市契約規則によるものとする。

(信義則)

第17条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

この契約の証として本書2通を作り当事者記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 甲 沖縄市長 花 城 大 輔

受託者 乙 住 所
商 号
氏 名

㊟